

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - (1) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催している。
 - (2) 取締役は、取締役会及び情報の共有を推進することにより、他の取締役の業務執行の監督を行っている。
 - (3) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っている。
 - (4) 代表取締役社長は、経営管理部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持及び整備を行っている。
 - (5) 監査役及び内部監査担当は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告する。
 - (6) 当社は、法令違反行為等に対して、社内外（常勤監査役・担当取締役・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を整備している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）
 - (1) 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存している。
 - (2) 「文書管理規程」「稟議規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
 - (1) 当社は、取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われている。
 - (2) 代表取締役社長は、経営管理部担当取締役をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築している。
 - (3) 有事の際は、担当取締役が対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制をとっており、今後、リスク管理体制を明文化するうえで、「リスク管理規程」の策定を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）
 - (1) 取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役に提供されている。
 - (2) 経営及び業務執行に必要な情報については、IT を活用し迅速かつ的確に各取締役が共有している。
 - (3) めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役の任期を 1 年としている。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）
 - (1) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部担当取締役が統括し、毎月、業務執行のモニタリングを行っており、必要に応じて取締役会への報告を行う。
 - (2) 監査役は、計画的に関係会社の監査を行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号）
 - (1) 当社は、監査役が職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議をおこない、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - (2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号）
 - (1) 監査役は、取締役会以外にも営業会議等の業務執行の重要な会議へ出席しており、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受けることができる体制になっている。
 - (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査役に報告することとしている。

8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号）
 - (1) 監査役会は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制になっている。
 - (2) 会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制になっている。